

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	長寿介護課	検索番号	3-8-1
法令名	介護保険法	根拠条項	第114条の3	
不利益処分	介護医療院の設備の使用制限等			
(根拠規定)				
介護保険法 (平成9年法律第123号) (設備の使用制限等) 第百十四条の三 都道府県知事は、介護医療院が、第百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準 (設備に関する部分に限る。) に適合しなくなったときは、当該介護医療院の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。				
(処分基準)				
○愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (令和3年愛媛県条例第31号)				
○愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第31号)				
(その他)				